

令和2年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年2月25日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
13番 森本 節弘	14番 江澤 信明
15番 檜原 賢二	16番 木村 松雄
17番 阿部 雅志	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
---------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 木具 恵	教育長 坂東 英司
企画総務部長 安丸 学	市民部長 三浦 康雄
健康福祉部長 野崎 圭二	産業経済部長 阿部 芳郎
建設部長 川野 一郎	教育部長 矢田 正和
会計管理者 藤川 靖人	企画総務部次長 坂東 孝一
企画総務部次長 岩野 竜文	市民部次長 阿部 仁子
健康福祉部次長 寺井 加代子	健康福祉部次長 大森 章司
産業経済部次長 岩佐 賢二	建設部次長 猪尾 正
教育部次長 森北 博文	教育部次長 高田 敬二
吉野支所長 石川 久	土成支所長 成谷 史代
阿波支所長 妹尾 浩子	水道課長 藤野 芳大

農業委員会事務局長 吉川和宏

監査事務局長 大木悠子

財政課長 稲井誠司

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 阿 部 守

事務局議事総務課長 笠 井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤 岡 知 寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和元年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 2 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 2 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 2 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 2 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 2 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 2 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 2 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 2 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 14 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 阿波市おもてなし公園設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 阿波市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園入所園児の通園バスの使用に関する条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 阿波市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 阿波市立図書館等の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 阿波市公民館条例の一部改正について

- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 8 議案第 3 5 号 阿波市道路線の廃止について
- 日程第 3 9 報告第 1 号 債権の放棄について

午前10時00分 開会

○議長（森本節弘君） 現在の出席議員は20名で定数に達しており、議会は成立しました。

ただいまから令和2年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議員研修についてご報告申し上げます。

1月27日に県内議会3団体連携事業として、徳島県市議会議員研修会に参加しました。当日は、東京農業大学総合研究所教授の木村俊昭氏より「地域創生五感六育の実現」と題した講演を拝聴いたしました。

次に、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

2月5日に東京都の都市センターホテルにおいて、第108回全国市議会議長会評議員会が開催され、副議長が出席いたしました。

次に、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年12月24日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、副議長と関係議員が出席いたしました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

1月2日に令和2年阿波市成人式、7日に徳島中央広域連合消防出初め式、8日に吉野川中流域新春互礼会、12日に阿波市消防団出初め式、28日に阿波市商工会新年祝賀会に副議長と関係議員が出席いたしました。

徳島駅伝関係といたしましては、12月19日に阿波市選手団結団式、1月3日に阿波市選手団出陣式、また4日から6日までの3日間、市長、教育長、副議長が選手の応援をいたしました。6日には阿波市選手団の解団式に副議長が出席いたしました。

次に、監査委員から令和元年10月から12月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されております。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書等については、既に配付のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告し

ておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（森本節弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番後藤修君、4番坂東重夫君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（森本節弘君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月18日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

江澤議会運営委員長。

○議会運営委員長（江澤信明君） 議会運営委員会の協議の結果についてご報告申し上げます。

令和2年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月18日午前10時から委員会室において、副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月25日から3月18日までの23日間に決定をいたしました。

議事日程については、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

3月5日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しております。3月6日午前10時に開会し一般質問、3月9日午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対する質疑、各委員会の付託を予定しております。

次に、3月11日午後1時から産業建設常任委員会、3月12日午前10時から文教厚生常任委員会、3月13日午後1時から総務常任委員会を予定しております。

次に、3月18日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質

疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日2月26日正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告いたします。

○議長（森本節弘君） 江澤議会運営委員長の委員長報告が終わりました。

お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から3月18日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本節弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から3月18日までの23日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（森本節弘君） 次に、日程第3、行政報告を市長に求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） おはようございます。

本日は、令和2年第1回阿波市議会定例会を招集しましたところ、森本議長、松村副議長初め議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

中華人民共和国湖北省武漢市が発生源と言われております新型コロナウイルスは、近隣県において発生が確認されていることから、非常に憂慮すべき状況でございます。こうしたことから、本市におきましても市民の皆様のお安全・安心を考慮し、3月1日に開催を予定しておりました第15回阿波シティマラソン大会を中止することに決定いたしました。

今後の感染症対策につきましては、阿波市新型インフルエンザ等対策行動計画をベースに、関係機関と連携を強化し、情報収集に努め、感染拡大を可能な限り抑制するとともに、まずは風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に、市民の皆様お一人お一人のせきエチケットや手洗いなどの対策を呼びかけ、市民の皆様のお生命と健康を守るよう取り組ん



でまいります。

次に、令和2年度当初予算についてでございます。

令和2年度の当初予算案につきましては、旧阿波市役所の改修や認定こども園の整備など、大型事業が一段落したことから、令和2年度の予算規模は、歳入歳出総額19億2,500万円となりました。対前年度比で、19億9,800万円、率にして9.4%の減少となっておりますが、補正予算を加えた14カ月予算として、将来を見据えた施策を強力に推進してまいります。

施策体系につきましては、安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、子育て応援のまちづくりの3本の柱を引き続き施策の中心に据え、編成いたしました。

1本目の柱、安全・安心のまちづくりについてでございますが、大規模災害に備え、避難される方が安心して過ごせる環境を実現するため、指定避難所のトイレの多目的化、洋式化及び天井照明の落下防止のための非構造部材の耐震化を図るため、指定避難所整備事業に着手いたします。

また、避難所となる大俣公民館を新しく改築するとともに、老朽化が著しい吉野スポーツセンター、市場小学校体育館、阿波久勝公民館については、大規模改修工事を実施いたします。

このほかにも、良質で安全な飲料水を効率的、安定的に給配水を行うとともに、水道施設統廃合による経費削減に取り組むため、新たに小倉高区配水池の築造工事及び配水管布設工事を水道事業に出資するほか、老朽化した伊沢谷飲料水供給施設の整備を行います。

続いて、2本目の柱の、活力あふれるまちづくりについてでございます。

地方創生の起爆剤となるスマートインターチェンジの設置に向け、調査設計業務に着手いたします。

また、新たな事業として企業立地促進助成金を創設し、進出する企業をより一層支援するとともに、あわせて誘致企業従業員やUIJターン者などの移住・定住を促進するため、市有地を有効活用し、分譲地として整備してまいります。

加えて、現在2名の地域おこし協力隊員の方々に地域の担い手として本市で活躍していただくために、起業のための支援を実施いたします。

また、近年晩婚化や未婚の方が増加傾向にある中、出会いの場を提供する婚活応援事業を、さらには高齢者が健康で充実した生活を送り、地域社会に貢献する活動を支援するいきいきシニア活動支援事業を実施してまいります。

最後に、3本目の柱、子育て応援のまちづくりについてでございます。

これまで、子育てするなら阿波市をキャッチフレーズに、医療費の無償化を高校生修了まで拡充したことや、保育料の第2子以降の無償化、入学祝い金の支給、病児・病後児保育施設の拡充など、子育て世代の負担軽減を図るため、多くの施策を展開してまいりました。

これに続いて、新年度では切れ目のない子育て支援の一環として、GIGAスクール構想の実現のため、児童・生徒1人1台の端末を導入する教育ICT環境整備事業を実施してまいります。

また、認定こども園整備事業として、令和3年4月の供用開始に向け、大俣認定こども園の建築に着手いたします。

加えて、多様な子育てニーズに対応するため、保育所跡地を活用して、伊沢放課後児童クラブを新築、受け入れ児童を拡大するため、林放課後児童クラブの増築を行います。

また、ソフト面では、虫歯予防のため、4、5歳児を対象に、県内自治体では初の取り組みとなるフッ化物洗口事業を実施するほか、中学生の英語力や英語学習に対する意欲の向上のため、英語検定料の一部を補助します。

このように、令和2年度当初予算の編成に当たりましては、3本の柱を中心に引き続き事業を展開してまいります。新年度は総合戦略及び行財政改革の新たなスタートの年となります。

地方創生に位置づけられた施策を推進する一方で、財政の健全性を維持していくための改革にも手を緩めることなく取り組み、バランスのとれた財政運営を実行してまいります。

今後におきましても、本格的な人口減少時代の到来や、医療・介護などの社会保障関連経費、また公共施設等の老朽対策費用の増大に加え、普通交付税の合併特例期間の終了など、本市を取り巻く財政環境は厳しいものと考えておりますが、10年先、15年先を見据え、真に必要な施策については集中と選択をもって取り組み、持続可能なまちづくりを構築していく所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、組織再編についてでございます。

本市の水道供給の効率化、災害時の危機管理体制の強化、さらなる市民サービスの向上につなげるため、市民の皆様のライフラインである上下水道部門を一括管理する水道部を新たに設置し、組織体制の強化を図りたく、本定例会に行政組織の再編についての議案を

提出させていただいております。

また、近年多発化、激甚化する自然災害に迅速かつ的確に対処する必要があることから、危機管理を強化するため、危機管理局を設置したいと考えております。

行政需要が多様化する中、市民サービスの向上と重点施策への取り組みを強化し、簡素で効率的な行財政運営を図るため、今後とも状況に応じた組織体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、順次行政報告を申し上げます。

最初に、輝かしい令和2年の新春を迎え、新成人286名の出席のもと、阿波市成人式を1月2日、アエルワにおいて厳粛に挙行いたしました。新成人の皆様方には、社会人や学生などと、さまざまな立場で門出を迎えられたわけですが、ふるさと阿波市に深い郷土愛を持っていただき、みずからの目標に向かって邁進されますことを心からご祈念申し上げたところでございます。

次に、新春恒例の徳島駅伝が1月4日から6日まで開催され、参加15チームが全43区間、256.9キロメートルに渡り健脚を競いました。今年は、順位は第11位となりましたが、全力を出し切った選手の皆様に勇気と感動をいただきました。監督、コーチ、力走した選手を初め、大会に携わった皆様に敬意を表しますとともに、沿道から力強い応援を送っていただきました市民の皆様にも心よりお礼を申し上げます。

次に、1月12日、アエルワにおいて阿波市消防団出初め式を開催いたしました。昨年は、豪雨や台風により大規模な災害が発生し、九州地方や関東甲信越地方、また東北地方が甚大な被害に見舞われ、多くのとうとい命が犠牲となりました。毎年、全国各地で自然災害が多発化、激甚化しており、消防団の担う役割は年々重要度を増していることから、当日は多数のご来賓の皆様にご臨席をいただき、消防車両の観閲を行うとともに、安岡団長を初め阿波市消防団員約350名の一糸乱れぬ行動を拝見し、改めて市民の生命と財産を守る決意を新たにしたところでございます。

次に、1月25日、アエルワにおいて阿波市人権啓発男女共同参画講演会を開催いたしました。講師に元TBSアナウンサーで現在はタレントとして多方面で活躍されております小島慶子さんをお招きし、「これからの男女の働き方、生き方」と題し、講演をいただきました。経験豊富な体験談に基づくお話は、参加者からも大変好評をいただき、実のある講演会となりました。また、参加者を対象としたアンケート結果を踏まえ、人権啓発男女共同参画の意識をより一層醸成する効果的な取り組みを今後も進めてまいります。

次に、1月28日、アエルワにおいて政府拉致問題対策本部、徳島県、阿波市の主催によりまして、劇団夜想会の皆様による拉致問題啓発舞台劇公演「めぐみへの誓い奪還」を開催いたしました。当時中学1年生だった横田めぐみさんが、新潟の海岸で拉致されて現在に至るまでの拉致問題の経緯など、拉致被害者の北朝鮮での生活を描いたもので、この問題をより一層身近に感じていただくために、阿波市内の中学校1年生全生徒の皆さん、また高校生の皆さんにも参加をしていただきました。

人権とは、全ての人々に与えられた幸せに生きる権利であることから、今後におきましても国、県、関係団体と連携を図りながら、行政や職場、学校、家庭など、あらゆる場において人権教育啓発に取り組み、「あすに向かって平和で豊かな人権文化創造のまち・阿波市」の実現を目指してまいります。

次に、1月29日、社会福祉法人かもめ福祉会による幼保連携型認定こども園、久勝かもめこども園の落成式が盛大に挙行されました。就学前における教育・保育を一体的かつきめ細やかに実現することができる認定こども園の落成は、久勝地区の教育・保育環境の充実に寄与するものと考えております。

次に、今月10日、阿波市排水ポンプ車運用開始式をとり行いました。局地的な豪雨などによる浸水被害の解消を図るため、国土交通省所管の防災・安全交付金を活用し、県内市町村で初となる高性能排水ポンプ車を導入し、運用を開始いたしました。運用につきましては、本市の若手職員で構成する救援機動隊が担うことから、今後訓練を重ね、自然災害に迅速に対応できる体制を整えるとともに、その機動力を発揮し、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、今月23日、阿波市消防団操法礼式予選会が阿波中学校体育館において開催されました。予選会には全分団と救援機動隊により、ポンプ車の部14チームと小型ポンプの部17チームが参加し、日ごろ鍛えた礼式技術を競い合いました。ポンプ車の部では第1位の吉野方面第4分団が、そして小型ポンプの部では第1位の土成方面第8分団が、7月に徳島県消防学校で開催されます第32回徳島県消防操法大会に阿波市消防団の代表として出場することになりました。出場される選手の皆さんには、体調面等にご留意されまして、なお一層の訓練に励んでいただき、阿波市消防団の代表として好成績が残されますよう、ご健闘をお祈り申し上げます。

続いて、国等に対する要望関係でございます。

去る12月19日、中国四国農政局長に対し、吉野川下流域地区の農業の持続的発展の

ため、幹線水路への早急通水及び施設管理上の課題解決や施設管理体制の整備など、事業推進に向けた支援を要望いたしました。

次に、先月21日、22日の2日間、総務省、国土交通省並びに県選出国會議員に対し、地域の実情を踏まえた予算配分に加えて、本市の新たなまちづくり計画や財政事情を賢察いただき、国の補助制度や特別交付税等、行財政全般にわたる支援、協力を要請してまいりました。

次に、今月6日、国土交通省道路局長並びに県選出国會議員に対し、（仮称）阿波スマートインターチェンジの整備と連携して行うインターチェンジ・アクセス道路の整備に対し、事業推進に向けた支援を要望いたしました。

次に、今月21日、徳島県を初め徳島県議会徳島自動車道整備促進議員連盟及び私が会長を務めます徳島自動車道四車線化促進期成同盟会との合同で、西日本高速道路株式会社大阪本社におきまして、（仮称）阿波スマートインターチェンジ及び徳島自動車道四車線化の早期実現に向けた要望活動を実施しました。

今後におきましても、機会あるたびに国等への要望活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

- | | | |
|--------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 4 | 議案第 1号 | 令和元年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第 5 | 議案第 2号 | 令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 6 | 議案第 3号 | 令和元年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第 4号 | 令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第 5号 | 令和2年度阿波市一般会計予算について |
| 日程第 9 | 議案第 6号 | 令和2年度阿波市御所財産区特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議案第 7号 | 令和2年度阿波市国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議案第 8号 | 令和2年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 12 | 議案第 9号 | 令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について |

て

- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 令和 2 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 令和 2 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 令和 2 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利
便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るた
めの行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
理に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 阿波市おもてなし公園設置及び管理に関する条例の制定
について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する
条例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図
るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 阿波市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市印鑑登録条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運
営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正に
ついて
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正に

ついて

- 日程第 28 議案第 25 号 阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園入所園児の通園バスの使用に関する条例の廃止について
- 日程第 29 議案第 26 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 30 議案第 27 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 31 議案第 28 号 阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について
- 日程第 32 議案第 29 号 阿波市立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 33 議案第 30 号 阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 31 号 阿波市立図書館等の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 35 議案第 32 号 阿波市公民館条例の一部改正について
- 日程第 36 議案第 33 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 37 議案第 34 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 38 議案第 35 号 阿波市道路線の廃止について
- 日程第 39 報告第 1 号 債権の放棄について

○議長（森本節弘君） 次に、日程第 4、議案第 1 号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）についてから日程第 39、報告第 1 号債権の放棄についてまでの計 36 件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております令和 2 年第 1 回阿波市議会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会におきましては、予算案件 12 件、条例案件 20 件、その他案件 3 件、報告案件 1 件の計 36 件について審議をお願いするものでございます。

最初に、議案第 1 号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）につきましては、追加補正予算額 5 億 8,690 万円でございます。

次に、議案第 2 号令和元年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、追加補正予算額 2,494 万 4,000 円でございます。

次に、議案第3号令和元年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、減額補正予算額192万8,000円でございます。

次に、議案第4号令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、追加補正予算額5,725万7,000円でございます。

次に、議案第5号令和2年度阿波市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を192億4,500万円とするものでございます。

主な事業といたしまして、まず安全・安心のまちづくりでは、指定避難所整備事業として、大規模災害に備え、トイレの多目的化、洋式化及び天井照明の落下防止のため非構造部材の耐震化を図ります。また、大俣公民館を新しく改築するとともに、吉野スポーツセンター、市場小学校体育館、阿波久勝公民館の大規模改修を実施いたします。

次に、活力あふれるまちづくりでは、地域活性化の起爆剤となるスマートインターチェンジの設置に向け、調査設計業務に着手いたします。また、企業立地促進助成金を創設し、企業の進出をより一層支援するとともに、あわせて誘致企業従業員やU I Jターナーなど、移住・定住の促進をするため、市有地を有効活用し、分譲地として整備してまいります。

最後に、子育て応援のまちづくりでは、認定こども園整備事業として、大俣認定こども園の建築、土成中央認定こども園の大規模改修や伊沢放課後児童クラブの建設、林放課後児童クラブの増築など、子育て環境の充実を図ってまいります。また、G I G Aスクール構想の実現のため、児童・生徒1人1台の端末を導入する教育I C T環境整備事業を実施してまいります。

次に、議案第6号令和2年度阿波市御所財産区特別会計予算につきましては、歳入歳出の予算の総額を1,681万7,000円とするものでございます。

次に、議案第7号令和2年度阿波市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を45億953万3,000円とするものでございます。

次に、議案第8号令和2年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を5億2,086万1,000円とするものでございます。

次に、議案第9号令和2年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を1億3,803万3,000円とするものでございます。

次に、議案第10号令和2年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を212万3,000円とするものでございます。

次に、議案第11号令和2年度阿波市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を45億1,126万8,000円とするものでございます。

次に、議案第12号令和2年度阿波市水道事業会計予算につきましては、収益的収入を6億8,180万6,000円、収益的支出を6億4,952万6,000円、資本的収入を4億2,480万2,000円、資本的支出を5億6,148万9,000円とするものでございます。

次に、議案第13号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第14号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法律名等の改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第15号阿波市おもてなし公園設置及び管理に関する条例の制定につきましては、交流人口の増加を図るため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第16号阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、組織の再編に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第17号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、地方公務員法の改正に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第18号阿波市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員の服務の宣誓方法を規定することに伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第19号阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正につきましては、消防団の組織強化を図るため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第20号阿波市印鑑登録条例の一部改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第21号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、税率を見直すことから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 22 号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 23 号阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正、議案第 24 号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正及び議案第 29 号阿波市立学校設置条例の一部改正の 3 件の議案につきましては、幼保連携型認定こども園の開園に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 25 号阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園入所園児の通園バスの使用に関する条例の廃止につきましては、通園バス利用者の減少等により、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第 26 号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、開所時間を見直すことから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 27 号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 28 号阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正につきましては、緑地等率を見直すことから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 30 号阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 31 号阿波市図書館等の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、土成図書館・公民館新築工事により地番が分筆されたことに伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 32 号阿波市公民館条例の一部改正につきましては、地番の分筆及び合筆に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第 33 号阿波市道路線の認定、議案第 34 号阿波市道路線の変更及び議案第 35 号阿波市道路線の廃止の 3 件の議案につきましては、路線の認定、変更及び廃止をしたいので、道路法第 8 条第 2 項及び 10 条第 3 項の規定により提案するものでございます。

次に、報告第 1 号債権の放棄につきましては、住宅課並びに学校教育課が管理する債権

について、阿波市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、市の債権を放棄しましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長等々より説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（森本節弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） それでは、議案第1号令和元年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について補足説明をさせていただきます。

令和元年度阿波市の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億2,970万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第6号）につきましては、国、県の補助事業の動向に伴い、措置すべき経費や事業の実績見込みなどについて調整したものであり、補正総額5億8,690万円の追加とし、予算総額を238億2,970万円とするものであります。

それでは、2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正で説明をさせていただきます。

まず、歳入予算の主なものについて説明をさせていただきます。

1 款市税のうち2 項固定資産税につきましては9, 6 0 0 万円の追加で、法人の設備投資や太陽光発電設備など、償却資産が当初見込みより増加したことによるものであります。

次に、1 1 款地方交付税につきましては8 億1, 8 8 0 万5, 0 0 0 円の追加で、普通交付税の確定によるものであります。

続いて、1 6 款のうち2 項県補助金は9, 8 1 6 万2, 0 0 0 円の減額で、年度末の実績見込みによるものであります。

次に、2 1 款諸収入、4 項雑入の1 億1, 8 8 3 万2, 0 0 0 円の減額は、主なものといたしまして、プレミアム付商品券の販売収入が当初見込みより少なかったためであります。

そして、2 2 款市債につきましては5, 6 4 0 万円の減額で、認定こども園整備事業や土成図書館・公民館新築事業などの事業費減額が主な理由であります。

続きまして、歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

3 款民生費、3 項児童福祉費1 億8, 2 0 5 万7, 0 0 0 円の減額は、主に認定こども園施設整備事業費の実績見込みによるものであります。

次に、4 款衛生費、2 項清掃費3, 3 6 5 万2, 0 0 0 円の減額につきましては、主に浄化槽整備事業費の実績見込みによるものであります。

続いて、7 款商工費の1 億9, 1 0 0 万円の減額は、主にプレミアム付商品券事業費の減額によるものであります。

次に、1 0 款教育費、1 項教育総務費につきましては、7, 9 5 4 万8, 0 0 0 円の追加で、主に令和2 年度での整備を予定しておりました避難所であります学校施設の老朽化した屋外トイレの整備を、国庫補助金の内示が前倒しであったため、1 4 カ月予算として八幡、市場、大俣、久勝、伊沢及び林の各小学校並びに土成中学校で実施をするものであります。

1 3 款諸支出金、2 項の基金費につきましては9 億8, 0 0 0 万円とし、公共施設等総合管理基金積立金に5 億円、財政調整基金積立金に3 億円などを積み立てるものであります。

以上、議案第1 号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようお願いをいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議案第2号及び議案第3号について、補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号令和元年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,494万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億2,213万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

6ページ、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入については、1款国民健康保険税が3,385万円の追加で計7億4,662万8,000円に、4款県支出金が1,212万7,000円の減額で計32億8,329万1,000円に、7款繰入金が241万4,000円の減額で計4億4,190万1,000円に、8款繰越金が563万5,000円の追加で計1億4,054万6,000円となっており、補正額の合計は2,494万4,000円の追加で、補正後の歳入合計額は46億2,213万1,000円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出については、2款保険給付費が1,505万6,000円の減額で計33億4,242万6,000円に、6款基金積立金が4,000万円の追加で計4,021万7,000円となっており、補正額の合計は歳入と同額の2,494万4,000円の追加で、補正後の歳出合計額は46億2,213万1,000円となっております。

次に、議案第3号について補足説明をさせていただきます。

議案第3号令和元年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、平成31年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算は令和元年5月1日以降、令和元年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算とする。

第2条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,982万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第3条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

まず、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

下水道債の限度額2,470万円に210万円追加し、2,680万円と変更いたします。

6ページ、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

歳入については、1款分担金が25万円の減額で計100万円に、3款国庫支出金が325万円の減額で計2,625万円に、4款県支出金が25万2,000円の追加で計85万2,000円に、5款繰入金が95万3,000円の減額で計1億879万4,000円に、6款繰越金が17万3,000円の追加で計117万3,000円に、8款市債が210万円の追加で計2,680万円となっており、補正額の合計は192万8,000円の減額で、補正後の歳入合計額は1億7,982万9,000円となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出については、1款総務費が11万円の追加で計70万1,000円に、2款事業費が203万8,000円の減額で計9,803万8,000円となっており、補正額の合計は歳入と同額の192万8,000円の減額で、補正後の歳出合計額は1億7,982万9,000円となっております。

次に、16ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

下水道事業債の当該年度末の現在高の見込み額は5億967万9,000円でございます。

以上、議案第2号及び議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議案第4号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第4号令和元年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。

令和元年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによ

る。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,725万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,752万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

6ページ、7ページをおあけください。

まず、歳入の主なものにつきましては、3款国庫支出金375万1,000円の増額で計10億9,351万9,000円、4款支払基金交付金が547万9,000円の増額で計11億4,870万9,000円としております。こちらにつきましては、保険給付費の増額によるものです。

次に、8款繰入金が1,361万1,000円の減額で計7億3,506万7,000円としております。こちらにつきましては、基金繰入金を減額するものであります。

次に、9款繰越金で6,022万2,000円の増額で計1億2,229万1,000円としております。こちらにつきましては、平成30年度介護保険特別会計の決算に伴う繰越金であります。

以上、歳入における補正額の合計は5,725万7,000円の増額で、補正後の歳入合計額は45億6,752万円としております。

続きまして、8ページ、9ページをおあけください。

歳出の主なものとしたしましては、2款保険給付費が2,744万8,000円の増額で計41億6,722万9,000円としております。こちらにつきましては、介護サービスの利用者数の増加に伴い増額するものであります。

次に、4款基金積立金で3,707万3,000円の増額で計3,709万円としております。こちらにつきましては、次年度以降の介護給付費に充てるための積み立てを行うものであります。

次に、5款地域支援事業費が762万7,000円の減額で計1億4,341万4,000円としております。こちらにつきましては、地域支援事業の総合事業に係る利用実績等による減額補正であります。

以上、歳出における補正額の合計は5,725万7,000円の増額で、補正後の歳

出合計額は45億6,752万円としております。

以上、議案第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） 引き続きまして、議案第5号及び議案第6号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第5号令和2年度阿波市一般会計予算について。

令和2年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ192億4,500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1番、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

令和2年度当初予算の編成に当たりましては、持続可能なまちづくりの実現に向け、令和元年度に引き続き安全・安心のまちづくり、活力あふれるまちづくり、さらに子育て応援のまちづくりの3本の柱を中心に取り組み、年間を通ずる総合予算としてございます。

令和2年度当初予算案の歳入歳出予算総額は192億4,500万円で、合併後最大の予算額としておりました前年度に比べ、認定こども園整備事業、旧阿波市役所改修事業や土成図書館・公民館新築事業などの大型事業がおおむね完了することによりまして、前年の比較で19億9,800万円、率にして9.4%の減としております。

初めに、歳入につきましては、8ページ、9ページの歳入歳出予算事項別明細書で主な

ものについて説明をさせていただきます。

まず、税制改正等によりまして、新たな予算科目が創設されております。

6款法人事業税交付金で、市町村の法人市民税法人割の税収分の補填措置として、県税であります法人事業税の一部を県から市町村に交付されるものであります。

それでは、1款市税につきましては、前年度と比較いたしまして1,124万7,000円、率にして0.3%の微増であります。市民税につきましては、納税義務者数の減少、たばこ税につきましては、売上本数が減少傾向にあるため減額を見込んでおりますが、固定資産税につきましては、法人等の設備投資や太陽光発電設備の増加などにより償却資産の増加を見込んでおります。

次に、12款地方交付税につきましては64億5,590万9,000円、前年度比1億478万4,000円の減としております。内訳といたしましては、普通交付税を前年比1億478万4,000円減の60億5,590万9,000円、特別交付税につきましては前年度と同額の4億円を見込んでおります。

続いて、16款国庫支出金は21億8,998万6,000円で、前年度比1億5,997万4,000円、率にして6.8%の減としております。主な要因といたしましては、認定こども園整備事業の民間施設整備に係る財源であります保育所等整備交付金などの減少によるものであります。

次に、17款県支出金につきましては15億7,192万円で、前年度に比べ3億2,486万7,000円、率にして17.1%の減少となっております。こちらにつきましても、国庫支出金で説明をいたしました認定こども園整備事業に係る財源として、認定こども園施設整備補助金2億1,127万1,000円や子育て支援臨時特別対策補助金2億6,147万円の減少によるものであります。

次に、20款繰入金につきましては17億9,766万9,000円、前年度比2億6,726万6,000円、率として12.9%の減としております。主な要因といたしましては、合併特例による普通交付税の段階的な縮減や社会保障関連経費の増加などはあるものの、一部事務組合負担金や公債費などの減少により減額としてございます。

続いて、23款市債につきましては19億円で、前年度比11億8,600万円、率にして38.4%の減としております。主な要因といたしましては、認定こども園整備事業債の発行額の減少、土成図書館・公民館新築に係る社会教育施設整備事業債や旧阿波市役所利活用改修に係る公共施設等整備事業債の減少によるものであります。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明をさせていただきます。

少しページ数飛びますけれども、54ページ、55ページをお願いいたします。

初めに、2款1項総務管理費につきましては20億4,362万円で、前年度比4億5,254万8,000円の減としております。旧阿波市役所利活用改修事業やおもてなし公園整備事業の完了によるものが主な減額要因であります。総務管理費では、教育施設以外の指定避難所のトイレの改修費や非構造部材の耐震化費用として、指定避難所整備事業費や地域交流センター管理費を計上しております。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

2款4項選挙費につきましては700万7,000円で、前年度と比較いたしまして2,639万5,000円の減としております。参議院通常選挙や県知事、県議会議員一般選挙などの終了により減額としております。

続いて、80ページ、81ページをお願いいたします。

3款1項社会福祉費23億3,113万2,000円で、前年度比5,401万9,000円、率にして2.4%の増としております。主な要因といたしましては、障害児給付費の増額によるものでございます。

次に、90ページ、91ページであります。

3款2項老人福祉費は17億9,755万3,000円で、前年度に比べ5,375万7,000円、率にして3.1%の増としております。介護保険特別会計繰出金などの増額によるものでございます。

続いて、92ページ、93ページをお願いいたします。

3款3項児童福祉費につきましては28億2,476万8,000円として、前年度比7億7,239万7,000円、率といたしまして21.5%の減としております。主な要因といたしましては、民設民営の柿原、市場、久勝及び林の4施設及び公設公営の伊沢の認定こども園整備事業の完了によるものであります。来年度は大俣認定こども園の新築工事費を計上しております。

次に、108ページ、109ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費につきましては7億5,295万4,000円、前年度と比較いたしまして9,075万6,000円、率といたしまして13.7%の増としております。整備に着手をいたします伊沢谷飲料水供給施設整備費によるものであります。

続いて、116ページ、117ページをお願いいたします。

4款2項清掃費につきましては9億6,473万7,000円で、前年度比1億4,456万4,000円、率にして13.0%の減であります。中央広域環境施設組合負担金の公債費の減少によるものであります。

次に、118ページ、119ページをお願いいたします。

4款3項上水道費につきましては1億8,262万1,000円、前年度比8,150万1,000円の増としております。小倉配水池築造及び配水管布設工事によるものであります。

続いて、120ページ、121ページをお願いいたします。

6款1項農業費につきましては3億9,757万4,000円、前年度比4,942万円、率にして14.2%の増としております。主なものといたしましては、県単独地域農業振興対策事業費の増によるものであります。

続いて、132ページ、133ページをお願いいたします。

7款1項商工費につきましては2億6,206万6,000円、前年度比7,957万1,000円の増としております。今年度本市に進出が決まりました西精工株式会社の誘致先のインフラ整備費や企業立地促進助成金の創設によるものであります。

続いて、140ページ、141ページをお開きください。

8款2項道路橋りょう費は6億4,432万9,000円、前年度比868万4,000円、率にして1.3%の減としております。スマートインターチェンジ整備事業費としての3,400万円を計上しておりますが、周辺対策事業費の減額が主な要因でございます。

続いて、146ページ、147ページをお開きください。

8款3項河川費につきましては前年度比6,120万2,000円の減額で、県内市町村で初めての高性能排水ポンプ車の導入が完了したためであります。

次に、152ページ、153ページをお願いいたします。

10款1項教育総務費につきましては5億6,335万2,000円、前年度比2億4,650万8,000円、率といたしまして30.4%の減としております。一条小学校大規模改修工事が完了したことが主な要因であります。

続きまして、172ページ、173ページをお開きください。

10款4項幼稚園費につきましては前年度比74.6%の減で、本年4月から供用される認定こども園の移行によるものであります。

次に、174ページ、175ページの社会教育費につきましては5億4,248万4,000円、前年度比3億1,910万3,000円、率にして37%の減少となっております。土成図書館・公民館新築事業の完了が主な要因でありますけれども、指定避難所であります大俣公民館改築事業費や久勝公民館改修事業費など、社会教育施設等の整備に係る費用につきましては計上をさせていただいております。

続いて、186ページ、187ページであります。

10款6項保健体育費につきましては1億2,034万2,000円、前年度比9,695万9,000円、率といたしまして44.6%の減としております。改修工事を行っております旧阿波市役所周辺整備工事として行っておりました阿波テニスコートが完了したことが主な要因となっております。

続きまして、190ページ、191ページをお願いいたします。

12款1項公債費は24億2,622万3,000円、前年比で2億2,665万2,000円、率といたしまして8.5%の減は、平成19年に借入れを行いました情報通信網整備事業債の償還終了が主な要因であります。

202ページ、203ページには、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を記載しております。

最後に204ページをお願いいたします。

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書であります。表の右下、当該年度末現在高見込み額合計額は210億9,972万3,000円であります。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第6号令和2年度阿波市御所財産区特別会計予算について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,681万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した予算額に

過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

6ページ、7ページをお願いします。

まず、歳入であります。

1款財産収入301万6,000円を見込んでおります。土地の貸付収入で前年度と同額でございます。2款繰越金は1,380万円で、前年度に比べ20万円の減額としております。

次に、8ページ、9ページ、歳出についてであります。

2款事業費につきましては1,080万円で、所有地の造林や維持管理委託料などあります。

以上、議案第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議案第7号から議案第10号について、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号について補足説明をさせていただきます。

議案第7号令和2年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億953万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、1款国民健康保険税が6億8,986万6,000円、4款県支出金が32億9,311万2,000円、7款繰入金が4億5,533万7,000円、8款繰越金が6,200万円、9款諸収入が865万8,000円などとなっており、歳入合計は45億953万3,000円で、前年度と比較して274万3,000円の減額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出については、本年度予算額として、1款総務費が1億895万3,000円、2款保険給付費が32億5,969万5,000円、3款国民健康保険事業費納付金が10億8,758万3,000円、5款保健事業費が4,570万4,000円、8款諸支出金が443万7,000円、9款予備費が300万円などとなっており、歳出合計額は45億953万3,000円で、前年度と比較して274万3,000円の減額となっております。

次に、議案第8号について補足説明をさせていただきます。

議案第8号令和2年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億2,086万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、1款後期高齢者医療保険料が3億4,167万3,000円、4款繰入金が1億7,363万4,000円、6款諸収入が505万4,000円などとなっており、歳入合計額は5億2,086万1,000円で、前年度と比較して2,965万1,000円の増額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出については、本年度予算額として、2款後期高齢者医療広域連合納付金が5億1,531万円、3款諸支出金が505万1,000円などとなっており、歳出合計額は5億

2,086万1,000円で、前年度と比較して2,965万1,000円の増額となっております。

次に、議案第9号について補足説明をさせていただきます。

議案第9号令和2年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,803万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

4ページをお願いいたします。

第2表地方債についてでございます。

起債の目的は、下水道債で農業集落排水補助事業下水道債の限度額は470万円、公営企業会計適用債の限度額は160万円で、計630万円となっております。起債の方法は証書借り入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、6ページ、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書をお願いいたします。

主なものにつきまして説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、1款分担金が150万円、2款使用料及び手数料が1,473万6,000円、3款国庫支出金が930万円、5款繰入金が1億434万3,000円、6款繰越金が100万円、8款市債が630万円などとなっております。歳入合計額は1億3,803万3,000円で、前年度と比較して4,372万4,000円の減額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出については、本年度予算額として、1款総務費が235万1,000円、2款事業費が5,335万5,000円、3款公債費が8,182万7,000円などとなっており、歳出合計額は1億3,803万3,000円で、前年度と比較して4,372万4,000円の減額となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

地方債の当該年度末現在高の見込み額は一番右下でございます。4億4,437万7,000円でございます。

次に、議案第10号について補足説明をさせていただきます。

議案第10号令和2年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ212万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

6ページ、7ページ、歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入については、本年度予算額として、1款県支出金が157万5,000万円、2款諸収入が34万8,000円、4款繰越金が20万円となっており、歳入合計額は212万3,000円で、前年度と比較して136万2,000円の増額となっております。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1款貸付事業費が212万3,000円となっており、公債費は償還が終了しております。歳出合計額は212万3,000円で、前年度と比較して136万2,000円の増額となっております。

以上、議案第7号から議案第10号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議案第11号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第11号令和2年度阿波市介護保険特別会計予算について。

令和2年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ45億1,126万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

6ページ、7ページをおあけください。

まず、歳入の主なものにつきましては、1款介護保険料の予算額が、前年度比3,093万9,000円の減額で8億1,980万6,000円としております。こちらにつきましては、昨年10月から消費税率引き上げに伴い、低所得者への保険料軽減の実施によるものであります。

次に、3款国庫支出金の予算額は、前年度比1,097万5,000円の増額で11億164万6,000円としております。こちらにつきましては、介護給付費及び介護予防給付費に対する国の負担金であります。

次に、4款支払基金交付金の予算額は、前年度比1,796万3,000円の増額で11億5,744万2,000円としております。支払基金交付金につきましては、40歳から64歳まで第2号被保険者保険料で賄われており、介護保険給付費の増加に伴うものであります。

次に、5款県支出金の予算額は、前年度比502万4,000円の増額で6億2,113万8,000円としております。

次に、8款繰入金の予算額は、前年度比6,243万6,000円の増額で8億1,109万7,000円としております。こちらにつきましては、消費税率引き上げに伴い、

低所得者保険料の軽減分に対する一般会計繰入金の増額によるものです。

以上、歳入合計は45億1,126万8,000円で、前年度比6,547万4,000円の増額としております。

続きまして、8ページ、9ページをおあげください。

歳出の主なものといたしましては、1款総務費の予算額は、前年度比502万8,000円の増額とし、1億4,491万2,000円としております。こちらにつきましては、第8期介護保険事業計画策定業務及び認定調査員の増員に伴う増額であります。

次に、2款保険給付費の予算額は、前年度比6,922万3,000円の増額で42億770万円としております。保険給付費につきましては、給付状況等を考慮し、居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費の増額をしております。

次に、5款地域支援事業費の予算額は、前年度比789万4,000円の減額で1億4,731万2,000円としております。こちらにつきましては、総合事業費の減額によるものです。

以上、歳出合計は45億1,126万8,000円で、前年度比6,547万4,000円の増額としております。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 藤野水道課長。

○水道課長（藤野芳大君） 議案第12号について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開きください。

議案第12号令和2年度阿波市水道事業会計予算。

第1条、令和2年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとしております。給水戸数が1万4,190戸、年間総給水量459万6,000立方メートル、1日の平均給水量は1万2,592立方メートル、主要な建設改良事業は、基本計画に基づく事業3億6,400万円、老朽管布設がえ等事業5,700万円としております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定めております。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益を6億8,180万6,000円としております。内訳といたしまして、第1項営業収益が6億4,077万5,000円、第2項営業外収益が4,102万9,000円、第3項特別利益が2,000円となって

ております。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用を6億4,952万6,000円としております。内訳といたしまして、第1項営業費用が6億997万6,000円、第2項営業外費用が3,754万9,000円、第3項特別損失が100万1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の予定額について次のとおりと定めております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入を4億2,480万2,000円としております。内訳といたしまして、第1項出資金が1億8,200万円、第2項工事負担金が280万円、第3項国庫補助金が1,000円、第4項企業債が2億4,000万円、第5項保険金が1,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出を5億6,148万9,000円としております。内訳といたしまして、第1項建設改良費が4億7,409万2,000円、第2項企業債償還金が8,639万6,000円、第3項国庫返還金が1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,668万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金1億865万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,803万6,000円で補填を予定しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為について次のとおりと定めております。

1件目が令和3年度更新水道事業用コンピューター及びシステムリース料でございます。期間は令和3年5月から令和8年4月までの間で、限度額は6,005万6,000円、2件目が小倉高区配水池築造工事施工監理業務委託料で、期間は令和3年度から令和5年度までの間で、限度額は440万円でございます。3件目が小倉高区配水池築造工事で、期間は令和3年度から令和5年度までの間で、限度額は5億8,160万円でございます。

次に、第6条、企業債について次のとおりと定めております。

起債の目的は上水道建設改良事業で、限度額は2億4,000万円となっております。起債の方法は証書借り入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、第7条、経費の流用は次のとおりと定めております。

営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用を可としております。

次に、第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費9,435万3,000円としております。

次に、第9条、営業助成のため一般会計から受ける補助金額は1億8,762万2,000円としております。

次に、第10条、棚卸資産の購入限度額は1,841万6,000円と定めております。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

以上、議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 議案第13号からまだ報告第1号まで少々の補足説明が残っております。ちょっと12時を過ぎるかもわかりんですけど、最終まで進行させていただきます。

安丸企画総務部長。

○企画総務部長（安丸 学君） それでは、引き続きまして議案第13号から議案第19号につきまして、一括して補足説明をさせていただきます。

まず、議案第13号阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、来年度4月からの会計年度任用職員の導入に伴い、特別職非常勤職員の任用が厳格化され、交通指導員は非常勤特別職から除外されたため、交通指導員の項を削る条例の一部改正を行うものであります。

次に、企画総務部及び市民部の所管となります議案第14号につきましては、企画総務部から補足説明をさせていただきます。

議案第14号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、法律名行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、略称情報通信技術利用法は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、略称情報通信技術活用法に変更されたため、関係条例を一括して改正するものであります。また、議案中、情報通信の技術の利用に関する法律等に含まれます行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によりまして、個人番号の通知カードの交付

事務がなくなることにより、手数料の規定から削除するものであります。

続きまして、議案第15号阿波市おもてなし公園設置及び管理に関する条例の制定については、三木武夫氏実家跡に整備を進めております公園の名称、位置及び施設の利用に関し、必要な事項を定める条例を制定するものであります。

次に、議案第16号阿波市行政組織の再編成に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、水道供給の効率化、災害時の危機管理体制の強化などとともに、現在市民課、環境衛生課で所管し、令和5年度までに公営企業会計に移行するよう総務大臣通知等により要請されております農業集落排水事業及び飲料水供給事業を水道課に移管し、新たに水道部、業務課を設置いたします。これに伴い、必要となる関係条例を一括して改正するものであります。

続いて、議案第17号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、地方公務員法の改正に伴いまして、職員が成年被後見人及び被保佐人になったことで失職することがなくなることにより、関係条例について成年被後見人等を削る改正を行うものであります。

続いて、議案第18号阿波市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につきましては、来年度から導入をいたします会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が定めることができるよう改正を行うものであります。

続いて、議案第19号阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正については、市職員で構成をしております救援機動隊の指揮命令系統を見直し、組織評価を図るため、地域別消防団と同等の階級に位置づけを行うため、条例の一部改正を行うものであります。

以上、議案第13号から議案第19号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 三浦市民部長。

○市民部長（三浦康雄君） 議案第20号及び議案第21号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第20号について補足説明をさせていただきます。

議案第20号阿波市印鑑登録条例の一部改正について。

阿波市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

今回の条例改正は、議案第17号の補足説明にもございました成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから本条例の一部改正を行うものでございます。

施行日は公布の日となっております。

次に、議案第21号について補足説明をさせていただきます。

議案第21号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

本市の国民健康保険税については、運営主体が市から県へと移管した平成30年度に改正を行っておりますが、県が示した納付金の額に加え、過去2年間の収支実績も参考にし試算した結果、現行の税率等を改正する必要があるため、今回本条例の一部を改正するものでございます。

施行日は令和2年4月1日でございます。

以上、議案第20号及び議案第21号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 野崎健康福祉部長。

○健康福祉部長（野崎圭二君） 議案第22号から議案第27号について補足説明をさせていただきます。

議案第22号阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

幼児教育・保育の無償化に関して、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、利用者負担額の支払いを原則3歳未満に限定します。また、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更することとします。

施行日につきましては公布の日といたしております。

次に、議案第 23 号阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部改正について。
阿波市立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 2 年 2 月 25 日提出、阿波市長。

幼児教育・保育の無償化に伴う用語の定義の変更及び幼保連携型認定こども園の開園に伴い、4カ所の保育所を閉鎖するため、条例を一部改正するものです。

主な改正内容は、「保育支給認定」を「保育給付認定」に改め、次に保育所の名称、位置及び定員から阿波市立柿原保育所、市場保育所、伊沢保育所、林保育所を削ります。

施行日につきましては令和 2 年 4 月 1 日といたしております。

次に、議案第 24 号阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部改正について。
阿波市立幼保連携型認定こども園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 2 年 2 月 25 日提出、阿波市長。

主な改正内容は、認定こども園の名称及び位置に阿波市立幼保連携型伊沢認定こども園を加えます。

施行日につきましては令和 2 年 4 月 1 日といたしております。

次に、議案第 25 号阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園入所園児の通園バスの使用に関する条例の廃止について。

阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園入所園児の通園バスの使用に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出、阿波市長。

阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園の通園バス利用者の減少及び車両の老朽化のため、阿波市立幼保連携型土成中央認定こども園入所園児の通園バスの使用に関する条例を廃止します。

施行日につきましては令和 2 年 4 月 1 日といたしております。

次に、議案第 26 号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 25 日提出、阿波市長。

主な改正内容は、学校の授業の休業日の開所時間について、午前 8 時からを、就労等により時間外利用が必要な児童に対し午前 7 時 30 分からとします。また、7 時 30 分から

8時までの間の利用を時間外利用とし、時間外利用料を定めます。

施行日につきましては公布の日といたしております。

次に、議案第27号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童クラブ支援員不足を解消し、事業運営を効率的に行うため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容は、放課後児童クラブ支援員の人員配置基準2人以上について、児童が5人以下で支援に支障がない場合に限り1人以上とします。また、放課後児童クラブ支援員の資格の習得について、放課後児童クラブ支援員研修の修了期限を3年延長し、令和5年3月31日までとします。

施行日につきましては令和2年4月1日といたしております。

以上、議案第22号から議案第27号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 阿部産業経済部長。

○産業経済部長（阿部芳郎君） 議案第28号について補足説明させていただきます。

議案第28号阿波市工場立地法地域準則条例の一部改正について。

阿波市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

本市では、地域の自然的、社会的条件から判断して、工場用地の緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合を変更することが適切である区域、土成工業団地などについては、阿波市工場立地法地域準則条例において、範囲を指定して緑地などの割合を提言しております。同様に、西精工株式会社の新工場建設予定地につきましても、地域の自然的、社会的条件などにより緑地や環境施設の面積割合を緩和することを可能にするため、本条例に追加するものであります。

施行日につきましては令和2年4月1日としております。

以上、議案第28号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいま

すようお願い申し上げます。

○議長（森本節弘君） 矢田教育部長。

○教育部長（矢田正和君） 議案第29号から議案第32号までを順次補足説明させていただきます。

議案第29号阿波市立学校設置条例の一部改正について。

阿波市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、柿原こども園、市場かもめこども園、久勝かもめこども園、伊沢認定こども園、林こども園の5園が開園されることに伴いまして、柿原幼稚園、市場幼稚園、久勝幼稚園、伊沢幼稚園、林幼稚園の5園を閉園するため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容といたしましては、別表第1中の阿波市立柿原幼稚園の項、阿波市立市場幼稚園の項及び阿波市立久勝幼稚園の項から阿波市立林幼稚園の項までを削ります。

施行日につきましては令和2年4月1日としております。

以上、議案第29号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第30号について補足説明をさせていただきます。

議案第30号阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正について。

阿波市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

こちらの改正につきましては、幼児教育・保育の無償化に関する子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布によりまして、用語の定義が変更されましたので、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、条文の第2条第4項中、「支給認定」の語句を「教育・保育給付認定」に改めます。

施行日につきましては公布の日からといたしております。

以上、議案第30号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第31号について補足説明をさせていただきます。

議案第31号阿波市立図書館等の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

阿波市立図書館等の地番の変更に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定め

る。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、土成図書館・公民館新築工事のため土成図書館、土成中央農村公園及び土成農産物加工所の敷地の地番が分筆されたことに伴いまして、関係条例の一部を一括して改正するものでございます。

内容といたしましては、第1条として、阿波市立図書館条例中土成図書館の地番を、第2条として、阿波市地域休養施設及び農村公園の設置及び管理に関する条例中、土成中央農村公園の地番を、第3条として、阿波市農産物加工所の設置及び管理に関する条例中、土成農産物加工所の地番を、この3件について、阿波市土成町土成字漆畑220番地から阿波市土成町土成字漆畑220番地1にそれぞれ改めるものです。

施行日につきましては公布の日からといたしております。

以上、議案第31号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第32号について補足説明をさせていただきます。

議案第32号阿波市公民館条例の一部改正について。

阿波市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

こちらの改正につきましては、土成図書館・公民館新築工事のため、土成中央公民館の敷地の地番を分筆したこと並びに阿波久勝公民館の地番を建物の現状に合わせて合筆したことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、土成中央公民館の地番を阿波市土成町土成字漆畑220番地から阿波市土成町土成字漆畑220番地1に、阿波久勝公民館の地番を阿波市阿波町庚申原218番地1から阿波市阿波町庚申原217番地1に改めるものです。

施行日につきましては公布の日からといたしております。

以上で議案第29号から議案第32号までについての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（森本節弘君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議案第33号から議案第35号並びに報告第1号建設部所管部分について、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第33号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求め

る。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

路線の認定につきましては、新設改良工事に伴い、新たに市道として管理を行う路線を認定するものでございます。

認定する路線は、市場町の上野段東西8号線、吉野町のノタ原7号線の計2路線となっております。

次に、議案第34号の補足説明をさせていただきます。

議案第34号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

路線の変更につきましては、県との管理区域協議等に伴い、路線の起終点変更を行うものでございます。

変更する路線は、土成町の大畑宮ノ尾線、下り松1号線の計2路線となっております。

続きまして、議案第35号の補足説明をさせていただきます。

議案第35号阿波市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の廃止について議決を求める。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

路線の廃止につきましては、吉野川下流域農地防災事業等の整備に伴いまして、路線の廃止を行うものでございます。

廃止する路線は、市場町の校北住宅線、土成町の下り松線、吉野町の小島6号線の計3路線となっております。

以上、議案第33号から議案第35号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

次に、報告第1号債権の放棄について、建設部所管部分の補足説明をさせていただきます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第3項の規定により報告する。

令和2年2月25日提出、阿波市長。

建設部住宅課からは、市営住宅の家賃債権について報告させていただきます。

今回報告させていただく債権放棄の理由として、条例第17条第1項第1号該当については、既に市営住宅から退去しているもので、当該債権につき消滅時効5年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるため、また第7号該当については、当該債権につき消滅時効5年が完成し、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、またはこれに準じる状態にあり、かつ資力の回復が困難で、当該債権について履行の見込みがないと認められるもの、以上の各号理由に該当すると判断しまして放棄するものでございます。住宅家賃住宅共益費合計の債務者数は55人、金額については228万8,200円でございます。

なお、債権の放棄につきましては、令和2年1月30日に開催した債権処理審査委員会において、放棄の理由等を慎重に審議していただいております。今後におきましても市営住宅の家賃徴収については、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、債権の適正な管理、迅速な回収に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、報告第1号の建設部所管部分についての補足説明とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 矢田教育部長。

○教育部長（矢田正和君） 報告第1号債権の放棄について、教育委員会学校教育課所管部分を補足説明させていただきます。

今回の債権放棄の理由といたしましては、学校給食費並びに幼稚園給食費におきまして、既に学校を卒業または転校しているもので、当該債権について2年の消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあることから、条例第17条第1項第1号に該当する債務者となる25人について、金額にして75万6,389円の債権を放棄したものでございます。

なお、債権の放棄につきましては、債権処理審査委員会にて慎重な審議をいただき、令和2年1月30日を放棄の日といたしております。今後におきましても給食費の徴収については、債権管理条例及び債権管理マニュアルに基づき、適正な管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、報告第1号についての教育委員会所管部分の補足説明とさせていただきます。

○議長（森本節弘君） 以上で補足説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、3月5日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後0時08分 散会